

令和7年度

町政執行方針

福島町

町民の皆さま、町議会の皆さま、令和6年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、令和7年度の町政執行に対する基本姿勢と施策の方針を申し述べますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年3月11日

福島町長 鳴海清春

令和7年度 町政執行方針

I はじめに

今年には1945年の太平洋戦争終結から80年が経過し、戦争で犠牲になられた尊い命と先人たちの弛まぬ努力により今日の日本の平和が守られております。また、本年は昭和30年1月1日に福島町と吉岡村が合併し、70年の記念の年となっております。

先人たちが脈々と築き上げてきた70年の歩みに感謝し、今を生きる私たちが新たな時代へ歩み出し、未来の子どもたちのために新たな道をつくってまいります。

町民の皆様と共に歩み、町民の皆様と共に新たな歴史を創り上げてまいります。

今、国政の場において、裏金問題などの政治不信が続いており、政治の信頼が揺らいでおります。政（まつりごと）は、町民との信頼関係が大切であり、善き政は町民との信頼から始まり、町民と行政の信頼関係で成り立っております。

私は、町長に就任以来、町民との信頼を基本とし、一貫して町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念である「町民との協働によるまちづくり」と「思いやりのある行政」を政治姿勢とし、基幹産業である水産振興や子育て支援を重点に町政を推進しております。

町においては、第6次福島町総合計画・前期実施計画を“まちづくり”の中心に据え、町政を推進してまいります。

当計画の重点事項として、引き続き、福島商業高校の魅力化及び若者の移住定住対策・子育て支援並びに基幹産業の安定的な資源確保に重点的に予算配分するとともに、総合的な種苗センター及び新たな吉岡温泉、有害鳥獣減容化処理施設の適切な運用に努めてまいります。

加えて、今後、想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が引き起こす大きな津波に対応すべく、各町内会と連携を図りながら新たな津波避難対策を進めてまいります。

政府は、昨年12月27日、総額115.5兆円となる令和7年度一般会計予算案を閣議決定し、今国会で予算審議が行われております。

歳入では、物価高と好調な企業成績を背景に、税収が12.7%増の78.4兆円と過去最高となっております。

なお、令和7年度の地方財政対策においては、地方交付税が出口ベースで1.6%増の19.0兆円と7年連続して増加しております。

また、「地方創生2.0」の実現に向け「新しい地方経済・生活環境創生交付金」に2千億円が計上されております。

町では、このような国の情勢を踏まえながら、まちづくりの柱である第6次福島町総合計画・前期実施計画及び新たに策定される第3期福島町人口ビジョン・総合戦略の着実な推進により、持続可能なまち「ふくしま」を町民と共に創るため、住民と行政が、町の強みを生かしながら、誇りある郷土の明日を切り拓いていくため、「持続可能な産業への支援」、

「地域全体で支える子育て支援」、「一人ひとりの健康が支える地域福祉」、「高齢者に優しく災害に強い環境の整備」、「次世代に向けたデジタル化の推進」及び「第2青函トンネル構想の実現」に向けた歩みを一步一步、着実に進めてまいります。

私たちは、人口減少並びに高齢化という厳しい荒波の中で、町が持っている潜在的な地域資源を生かし、今、できる最大の努力を惜しまず、そして勇気をもって未来にチャレンジする。

そのことが地域の魅力を高め、地域経済を循環させ、“まち”の発展へと繋がっていくものと確信しております。

困難を乗り越えた先に明るい未来があると信じ、町民が共に力を合わせ、知恵を出し合い、お互いに助け合い、絆を深め、町民一人ひとりがそれぞれ小さなまちづくりを探求・実践する。

そのことが新たな71年目の「まちづくり」に繋がり、新たな道につながるものと信じております。

私は、今の時代を生かされるものの一員として、また、町民からまちづくりを託されたトップとしての責任において、この厳しい時代にあっても、困難から逃げることなく、果敢に挑戦し、常に謙虚な姿勢で町政と向き合い、まちづくりの主演である町民の思いに寄り添い、思いやりのある行政を職員とともに全力で取り組んでまいります。

Ⅱ 町政の基本方針

はじめに、町政運営に対する基本姿勢について申し上げます。

町の政策の柱である「第6次福島町総合計画」で掲げたテーマの「自然と人が織りなす“幸せ実感コンパクトな町”～持続可能なまち「ふくしま」を共に創る～」の実現に向けて、全力で政策の実現に取り組んでまいります。

町政に臨む基本姿勢につきましては、第6次福島町総合計画の基本計画及び実施計画を基本とし、引き続き、産業振興など町の生産の基盤を成す予算を中心に、子育て支援、高齢者が安心して住み暮らせる政策予算を積極的に措置しております。

高齢化と人口減少が続く中で、各分野において人手不足が顕著となってきており、若い人たちがまちづくりに参画する体制の構築が急がれており、次の時代を担う人材育成が喫緊の課題となっております。

そのような中であって、福島商業高校に全国から福島町で学びたいと多くの子どもたちが入学しております。今、この子どもたちがまちの新たな活力となり、新たな人財の芽となり大きく育つことが期待されております。

町では、青少年交流センターを人材育成の拠点と位置づけ、若い世代が大いに語り、交流することで、人材の育成はもとより、卒業後の町内での就労、関係人口・交流人口の増加を

目指してまいります。

また、まちの活力となる若者の定住促進を図るため、引き続き子育て支援に重点を置きながら若者の定住促進に向けた住宅整備を促進してまいります。

阪神・淡路大震災から30年が経過し、3.11の東日本大震災から14年、そして昨年の子の日の能登半島地震から1年が過ぎ、近年は地球温暖化による海水温などの気候変動がもたらす災害が全国的に多発する中、当町においても日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波が想定され、国の特別強化地域に指定されたことから、災害時における避難所や備蓄庫などの設置を進めてまいります。

また、人口減少が続く中で、限られた予算を有効活用し、真に必要な事業を優先的に選択するとともに、常に改革、改善を探究し、事務効率を高めながら今できる最善の行政サービスの維持に努めてまいります。

Ⅲ 主な施策の推進

次に、令和7年度におけるまちづくりについて、「第6次福島町総合計画」の「5つのまちづくりの目標」の実現に向け、次の重点施策に沿って申し上げます。

1 産業を活性化し、地域資源を活かすまちづくり

エネルギー・食料品価格の物価高騰に加え、依然として水産物の国内需要の低迷や、長引くイカの不漁による原料不足が続いており、町の基幹産業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

漁業にあってはこのような中、当町の浜の主力である昆布養殖漁業が、道内の天然昆布の不漁の影響を受け、水揚金額が8億3千万円に達し、対前年比で約37%の増となっております。

また、令和6年度から稼働した水産種苗生産等施設が採卵から種苗出荷まで順調に終えており、養殖昆布やウニの持続可能な前浜資源の確保を引き続き支援してまいります。

なお、コンブ養殖漁業において陸揚げ後の作業に人手不足が生じており、令和5年度に策定した昆布養殖作業省力化検討計画に基づき、漁業者が主体的な省力化の取り組みを進めるよう支援するとともに、昆布等共同利用施設の整備に向けて、漁業協同組合や関係機関と連携を図り進めてまいります。

今、全国から福島町で学びたいと福島商業高校に入学した生徒たちが昆布養殖作業に従事し、人手不足の解消に寄与するなど、町の活力に繋がっております。

漁業生産基盤である漁港の整備については、第3種福島漁

港の荷揚げ岸壁拡幅工事が令和7年度に竣工予定となっております。また、第2種吉岡漁港の低天端岸壁整備などの改良工事については、令和8年度の供用開始に向けて工事が進められており、漁港の生産機能の向上に努めてまいります。

蝦夷アワビの陸上養殖については、種苗購入先である北海道栽培漁業振興公社で令和5年度に発生した筋萎縮症の影響により、令和7年度においても昨年度に続き試験生産で種苗生産を行うとの報告を受けております。

また、岩手県内の種苗生産企業からは、令和6年度に引き続き5万個の種苗を購入できる見込みとなっております。安定的な出荷体制の再構築に向けた取り組みを推進してまいります。

なお、販売については、アワビカレーや町内飲食店及び町内直売会を実施するとともに、活アワビとして関東圏への出荷体制の確立に努めてまいります。

農業については、営農者の減少・高齢化が著しく、後継者不足も相まって、当町の農業の維持・持続が大変厳しい状況にあります。町では、令和6年度に水稻農家が共同利用できる農業用機械整備の支援及び農業用共同利用施設の購入による作業の効率化を図るなどしており、引き続き安定的な生産体制の維持・確保に努めてまいります。

林業については、森林の持つ公益的・多面的機能を将来にわたり持続的に享受できるよう、「福島町森林整備計画」に基づき地域資源の有効活用を目指すとともに、地域循環を推進

する施業を進めてまいります。

また、虫が持ち込む病原菌によってミズナラ等の木が枯れる「ナラ枯れ」については、令和5年度に町内民有林で5本が確認されましたが、すでに伐倒・燻蒸処理を終えております。

しかしながら、令和6年度に新たに町有林及び民有林等において30本が確認されたことから、森林被害の拡大を食い止めるため、道が策定を進めている「北海道ナラ枯れ被害対策基本方針」等に基づき、被害木の伐採などの対応に努めてまいります。

有害鳥獣対策については、近年、農林業被害及びクマによる人身事故等が発生しており、町においても関係団体と連携を図りながら有害駆除の体制強化を進めているところであります。

令和6年度から運用開始となった「有害鳥獣減容化処理施設」については、町内はもとより渡島西部三町のハンターの負担軽減及び巡視活動時間の確保が図られるなど、クマ・シカなどの円滑な有害鳥獣の駆除につながっております。

なお、令和7年度から管理運営方法を一般社団法人福島町まちづくり工房から直営方式に変更し、適正な管理運営を進めてまいります。

また、令和6年5月から有害駆除を担うハンターを会計年度任用職員として採用し、エゾシカ捕獲活動を担っていただくことで迅速な有害駆除対策の充実に繋がっており、引き続き農林業被害の抑制に努めてまいります。

当町の地域資源を活用した「青の洞窟」をめぐる「岩部クルーズ」は、本格運航開始後6年が経過し、近年では、年間平均2千人を超える乗船者数となっております。当町初の体験型観光として定着しており、乗船客から高い評価をいただいております。引き続き、地域資源の魅力の発信と交流人口の拡大を図ってまいります。

なお、知床遊覧船事故後に国土交通省において、安全管理に関する法改正が進められており、今後、さらなる法改正が見込まれておりますので、当クルーズの運航にあたっては法令順守を徹底し、乗客の安全を第一優先に安全・安心な運航に努めてまいります。

また、町内の潜在的観光資源の有効活用を図る目的で策定した岩部地区等活性化基本構想の実現に向け、庁内に設置した岩部地区等活性化推進ワーキンググループにおいて、関係団体と連携を図りながら岩部地区の魅力をさらに高める方策の協議を行い、今年度から優先順位を定めながら事業の推進を図ってまいります。

道の駅の管理については、令和6年度から一般社団法人福島町まちづくり工房に管理委託先を変更し、道の駅を一部リニューアルし、現状の中での魅力向上に努めるなど、その効果が徐々に表れ、売上や来場者数の増加に繋がってきており、観光情報発信及び特産品販売等の充実が図られております。

なお、道の駅の管理については、さらなるステップアップを目指し、令和7年度中において指定管理者制度への移行を進めてまいります。

町内の商工業は、燃料・原材料をはじめとする物価高騰の影響などにより、町内事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いております。

このようなことから、町内経済の循環を目的としたプレミアム商品券の発行については、多くの町内消費者が購入できるよう発行数を増やし、町内事業者の経営安定を図るとともに、地域振興事業に対し、商工会と連携しながら支援してまいります。

新たな観光コンテンツとして、JALとの包括連携協定に基づき進めているアニメツーリズム事業については、北海道女だけの相撲大会をテーマにしたオリジナルアニメーションを制作・公開し、新たなアニメの聖地とした観光事業を展開してまいります。

新たな観光客増を図るため、若い世代をターゲットに交流人口の促進と町内商工業者の活性化を推進してまいります。

今年、日本で開催される「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」における「SUMO EXPO 2025」の催事に、相撲にゆかりのある町として福島町も参加する計画となっており、8月に大阪・関西万博の会場において、「横綱の里ふくしま」として偉大な二人の横綱や女だけの相撲大会など町をPRすることとしております。

地域での生産力の底上げを図るため、新たな起業者や事業を継承する若者等の後継者に対し経済的支援を行ってきた

「福島町チャレンジスピリット応援条例」については、当初の目的が達成されたことから令和6年度をもって事業を終了することといたします。

当条例は、平成29年度に制定した「福島町がんばる地元企業等応援条例」から引き継ぎ、延べ8年間にわたり、地元事業者等に対し、支援を実施してきたところであります。

両条例を活用することで、地域経済の好循環が図られたほか、新たな起業者が生まれるなど地域の振興に一定の成果及び効果があったと判断し、条例を廃止するものであります。

なお、この条例の廃止前に指定を受け、助成対象となっている起業者等に対しては経過措置を設けるなど、適切に対応してまいります。

2 次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり

日本の人口は平成20年をピークに、平成23年以降13年連続で減少しており、これに伴い生産年齢人口が減少することにより経済や社会にひずみが生じてくる恐れが懸念されております。

人口減少が著しい北海道の中であって、とりわけ、当町は青函トンネル工事という特殊事情を受けて、工事終了後の急激な人口減少により厳しい状況下にあります。一方、明るい兆しとして、多くの若者が福島商業高校で学びたいと当町に集っております。

これまでの長い歴史の中で先人が知恵を出し合いながら努力し築き上げてきた今日の福島町を、私たちは将来の子どもたちに引き継いでいく責務があります。

このため、将来のまちづくりを担う人材の育成について、産業をはじめ教育や行政分野等のあらゆる分野において、引き続き町の成長・発展に貢献できる人材の育成に努めてまいります。

持続可能なまちづくりを進めていくためには、若者の人口減少及び少子化対策は最重要課題として取り組む事項と認識し、これまで各種の施策を実施してまいりましたが、人口減少に歯止めがかからない状況が続いていることから、引き続き「ふるさと暮らし応援条例」をはじめとする子育て支援策を中心に、切れ目のない対策を講じてまいります。

認定こども園については、開所から23年が経過しており、施設の経年劣化が進んでいることから大規模改修により施設の長寿命化を図ってまいります。また、併せて、遊戯室へのエアコン設置や屋外遊具の整備を図ってまいります。

引き続き、保護者が安心して子供を預けられ、子どもが安心・安全で快適に育まれる保育環境の充実に努めてまいります。

子育て支援センターについては、子育ての拠点施設の役割を担っており、子育てに対する不安や悩みの解決を手助けする育児相談や子どもの遊びを通じて、保護者同士の情報共有に努めるとともに、子育て支援体制の充実に努めてまいります。

学童保育については、小学生の放課後の生活を継続的に保障することにより、保護者が仕事と子育てを両立できるよう支援するとともに、成長期にある子どもたちに安全で安心な生活の場が確保されるよう、利用者のニーズに寄り添った運営に努めてまいります。

全道・全国からの多様な若者を受け入れ、次代を担う人材の交流・育成拠点となる「青少年交流センター・新潮学舎」については、町外の人材に対する就業体験やインターンシップの機会を創出し、若者の定住人口の拡大、ワーケーションや田舎暮らし体験の受入等による交流人口・関係人口の拡大を図り、持続可能なまちづくりに貢献できる人材を育成してまいります。

3 福祉・医療が充実し、互いを認め合えるまちづくり

かつて我が国では、家族同士の助け合いや地域における相互扶助により人々の暮らしが支えられてきました。

しかし、今、日本全体が人口減少時代を迎え、急激な少子・高齢化の到来により、これまで経験したことのない急激な時代の変化とともに、住民相互の繋がりが希薄化し、地域を取り巻く環境が大きく変化してきております。

地域における多様な課題や支援のニーズに的確に対応していくためには、高齢、障害といった分野を超えて、地域住民が主体的に地域の課題などを「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人

ひとりの暮らしと生きがいを大切にし、地域を共に創っていく共生社会を目指すことが必要であります。

私たちは、こうした「地域共生社会」の実現に向けて、「第4期福島町地域福祉計画」の理念である一人ひとりの笑顔でつくる「健康福祉」、地域の支え合いでつくる「協働福祉」、思いやりの心でつくる「安心福祉」の三つの基本方針を掲げ、住民相互の助け合い・支え合い活動で“きづな”を深め、まちを“元気”にする福祉のまちづくりを目指してまいります。

我が国の高齢化率は、先進諸国の中でも平成17年に最も高い水準となり、今後も高い水準が続くと見込まれております。当町の令和7年1月末における高齢化率は、51.34%と2人に1人以上が高齢者という超高齢化社会に突入しております。

生産年齢人口が減少する中、町の活力を維持していくためには高齢者を含めた町民全てが意欲と能力に応じ、まちづくりに参加できる社会を実現する必要があります。

とりわけ高齢者にあっては、長年、町の発展のために寄与された方々が、生きがいを持ちながら健康で安心して生活が送れる地域を目指して、介護予防・生活支援・健康づくり・生きがいづくりなど、総合的な取り組みを引き続き実施し、住み慣れた地域で自立した生活が確保され、社会参加が促されるよう支援してまいります。

地域において、町民が社会福祉活動を推進するには、社会

福祉協議会が大切な役割を担っており、地域に欠くことができない組織となっております。

町は、福祉のまちづくりにおける福祉サービスや相談活動など、様々な場面で地域福祉の一翼を担っている社会福祉協議会の継続的な維持が重要と考えております。

このことから、引き続き安定的な財政運営が図られるよう支援してまいります。

温泉健康保養センターについては、昨年4月のグランドオープン以来、多くの方々にご来場していただき、令和7年1月末日現在の入館者は57,051人に達しており、すでに現時点で令和5年度の入館者数を上回っております。

今後も引き続き、利用者の方々に快適な癒しを提供できるよう利用者のサービス向上を図るとともに、適切な維持管理運営に努めてまいります。

なお、木質バイオマスボイラーの燃料となる木質チップは、現在、隣町から調達しておりますが、町内での供給体制が整いましたので、今年度から町内産チップに切り替えてまいります。

介護保険事業については、「福島町第9期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が介護又は介護予防等の良質なサービスを確実に利用できるよう、保険者と介護サービス事業者の連携を強化し、計画の着実な実行を図ってまいります。

障がい者福祉については、「第1期福島町障がい福祉プラン」

に基づき、障がいのある方が地域において必要な障がい福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるよう努めてまいります。

国民健康保険事業については、広域化に伴う令和12年度の保険料統一に向け北海道国民健康保険運営方針に基づき税率の改正を行ってきております。しかし、これまでは高齢加入者等の急激な負担増を抑えるため均等割及び平等割において上げ幅の半分の税率としてきたところです。

この度、北海道から令和7年度の標準保険税率が示されたことから、町では、国民健康保険運営協議会に諮問し、議論いただいた結果、標準保険税率と同一の税率にすべきとの答申をいただき、令和7年度から標準税率と同一の税率に改正するものであります。

なお、引き続き、令和12年度の全道広域化の本実施に向け適正な運営に努めてまいります。

後期高齢者医療事業については、全ての高齢者の皆さまが安心して必要な医療が受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、円滑な制度の運用に努めてまいります。

生活習慣病は、今や健康寿命の最大阻害要因になるだけでなく、医療費にも大きな影響を与えている状況となっています。これらの多くは、食事や運動をはじめとする生活習慣が深く関与しており、日常生活での適度な運動やバランスの

取れた食事、禁煙を実践することによって予防することができるとされています。

これまで、当町においては、生活習慣病対策として早期発見・早期治療により重症化を防ぎ、生活習慣の改善による予防を中心に取り組みを進めてまいりました。

今後も引き続き、特定健診による予防医療をはじめ、食生活の見直し、適度な運動の実践などを推進し、生活習慣病の抑制に努めてまいります。

がんの発生は生活習慣と深い関りがあるといわれており、がんに罹患するリスクを低減するためには現在の生活習慣を見直すことが重要となってきます。

「福島町がんなんかに負けない基本条例」を推進し、「喫煙」、「飲酒」、「食事」、「身体活動」、「体形」、「感染」の6項目についての予防策を実践する一方で、町立診療所及び町内医療機関と連携を図りながら効果的な啓発活動を展開してまいります。がんの検診率の向上には自主的な受診意識の高揚が大切であり、個別勧奨や再勧奨などの普及啓発に積極的に取り組み、がん検診率の向上を図るなど町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指してまいります。

これまでの研究から、喫煙することで肺がんをはじめとする様々ながんの原因となることが、科学的にも明らかになっております。また、たばこを吸わない方でも家族や周囲の方が吸うことで、受動喫煙による肺がんの原因となることが明らかになっております。

がんを予防するためには、たばこを吸わないことが最も効果的であることから、引き続き町内会館等も含めた公共施設の敷地内禁煙に取り組み、啓発活動を中心に町全体で受動喫煙防止活動の強化を図ってまいります。

やまゆりクリニックについては、開業から7年が経過し、一次医療を担う医療機関として、着実に町民へ浸透してきております。

今後も、安心して医療を受けられるような体制を図りながら、経営の健全化を目指してまいります。

また、町内の関係機関とも協力しながら、高齢者の地域ケアの推進に取り組むとともに、各種がん検診に加え、特定健診の個別受診などの積極的な勧奨に努め、町民の健康増進に取り組んでまいります。

4 生活基盤が安定し、安心安全に暮らせるまちづくり

町有住宅については、引き続き若者や子育て世帯を対象とした定住向け町有住宅整備を進めるとともに、既存の町営住宅についても入居者が安心して暮らせるよう、長寿命化の推進と、計画的な維持・管理に努め、快適な住環境を提供してまいります。

水道事業については、将来の人口減少に伴う事業規模の縮小を見据え、更なる効率化を図る目的から、地方公営企業法の「全部適用」から「財務適用」へ変更し、引き続き適切な設備更新と健全な経営に努め、安心・安全な水の供給を行っ

てまいります。

浄化槽整備事業については、水洗化の普及による快適な居住環境の創出と大切な自然環境を守るとともに、公共水域の水質汚濁防止を図るため、引き続き補助制度を活用した事業の推進に取り組んでまいります。

道路は、自動車や歩行者等の通行・交通機能をはじめ、町や地域をつくり、防災、環境といった空間機能を有しており、日常生活に密着な関係にあります。

これらの基盤となる国道及び道道については、沿線の各町内会から多様な要望がなされていることから、適切な維持管理や道路改良の早期実施に向けて、引き続き関係機関に要請してまいります。

特に、白神防災道路の早期実現に向けて、松前町と連携し国・道などの関係機関への要請活動を行ってまいります。

町道の改良及び橋梁などについては、強靱化や長寿命化を図るため、関連する計画に基づき緊急性や優先度を勘案し整備を進め、安全・安心な社会資本整備を引き続き計画的に実施してまいります。

また、冬期間の除雪については、町民の皆さまの協力を得ながら、冬道の通行の安全確保に努めてまいります。

阪神・淡路大震災から30年、東日本大震災から14年が経過し、島国で火山が多い日本では、昨年1月に発生した能登半島地震をはじめ、毎年のように全国各地で地震や大雨に

よる自然災害が頻発し、甚大な被害を及ぼしております。

当町では、近年、幸いにして甚大な被害は発生しておりませんが、地震や台風などの災害に備えるため、「国土強靱化計画」及び「福島町防災計画」に基づき、町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、引き続き災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、災害に対する正しい知識と実際に災害が発生した場合の行動力を身に着けるため、町内会や地域の皆様方と協力しながら、防災訓練などを通して防災力を高めてまいります。

地震及び津波対策に関しては、当町も日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特別強化地域に国から指定されていることから、津波避難基礎調査を実施し、今年度は「津波避難対策計画（仮称）」及び「津波避難対策緊急事業計画」の策定を進めてまいります。

防災資機材については、国の令和6年度補正予算として新たに創設された「新しい地方経済生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を活用し、避難所の生活環境向上に必要な車両や資機材の整備を計画しております。

国においては、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、更には2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする取り組みを進めております。

町では、令和6年3月にゼロカーボンシティ宣言を行い、

令和6年度において脱炭素戦略を策定しております。

ゼロカーボンの実現には、町民、事業者、行政の各主体が連携し、町全体で地球温暖化対策を推進する必要があります。

町では、普及活動を積極的に実施することでゼロカーボン実現に向けた機運の醸成を図るとともに、脱炭素に向けた取り組みが全町的な広がりを見せるような施策を展開してまいります。

なお、白符地区の山林で計画されている陸上風力発電については、ゼロカーボンに大きく寄与する事業と考えられるため、関係機関との情報共有に努めるとともに、山林を所有する民間会社と連携を図り、実現に向けて必要な支援を行ってまいります。

家庭ごみの減量化については、渡島西部四町による連携が重要なため、先駆的な自治体を参考に具体的な対策の検討を継続して進めてまいります。

なお、ごみの減量化については、家庭ごみの約4割を占める生ごみを減らすことが効果的な方策とされており、引き続き電動生ごみ処理機の普及を推進するとともに、不法投棄の未然防止に努めてまいります。

テレビ放送は日常生活で情報を得るため必要不可欠なものであり、テレビを視聴できない住民が生じることは、近年頻発する異常災害時の緊急事態における情報収集の手段が遮断され、地域住民の生命財産等に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

当町では、地上デジタル放送の開始から13年が経過し、当時整備した施設の機器更新時期が迫っており、安定的なテレビ視聴が可能となるよう、機器の更新を順次進めてまいります。

町内の空家対策については、「空家等の適正管理に関する条例」に基づき、多くの町民の方々が自主的な解体をいただいております。引き続き、空家の適正管理及び不良空家の除却を推進し、地域住民の不安の解消に努めてまいります。

5 一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり

町民が安心して快適に暮らす住環境の向上による定住人口を確保するために実施している住宅リフォームに対する補助金について、令和6年度までの支援としておりましたが、制度開始以来、定住人口の確保はもとより、町内経済の活性化に寄与していることから、令和7年度以降も引き続き支援を行ってまいります。

持続可能な地域社会を実現するため、SDGsを意識したまちづくりを推進するとともに、町民の理解を深めるため、広報等による周知に努めます

ふるさと納税制度については、地元事業者と連携を図り、魅力ある返礼品の充実とふるさと納税の増収に努めるとともに、企業版ふるさと納税とともに、さらなる増収を目指してまいります。なお、ふるさと応援基金については、寄附者の

町に対する思いを具現化するため寄附金を有効活用してまいります。

6 第2青函トンネル構想の実現で未来につなぐまちづくり

第2青函トンネル構想の実現は、北海道全体の振興に欠かすことのできない要素となっており、実現に向け北海道及び道民の理解と意識の醸成を目指してまいります。

また、渡島総合開発期成会の要望事項として、「国家プロジェクトによる第2青函トンネルの建設促進」が位置づけられており、渡島全体での取り組みを推進できる体制も整っておりますので、北海道の将来にとって大変重要な投資であるとの認識の下、北海道が一丸となって実現に向けて取り組んでいけるよう、青森県今別町等とも連携しながら北海道や青森県、衆・参国會議員等に対する要請活動を、積極的に展開してまいります。

7 合併70周年記念事業について

昭和30年に吉岡村と福島町が合併し、新たな福島町が誕生して70年の節目を迎えます。

町では、先人たちの歩みに感謝の思いと新たな歩みを町民と共に祝うため、合併70周年記念事業を計画しております。

なお、記念事業では、大きく4事業を計画しており記念式典は11月に開催することとしております。

町民対象の事業として、例年9月に開催している敬老会を6月に前倒して、出席者及び一般町民も楽しんでいただける有名芸能人を迎えて芸術鑑賞事業を実施することとしており

ます。

また、福島町商工会、福島町観光協会にもご協力をいただき夏のイベントで2つの事業を計画しております。

IV 令和7年度予算概要

令和7年度の地方財政計画では、社会保障関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対し、行政サービスが安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和6年度を上回る額が確保されました。

その内、地方交付税については、前年度比1.6%、2千904億円増の18兆9千574億円が計上されております。

令和7年度予算編成については、これまでと同様、第6次福島町総合計画の着実な事業推進を図るとともに、様々な町政課題に的確に対応する予算計上に努めております。

燃料費及び物価高騰等により、各会計において歳出予算の抑制については大変厳しい状況にありますが、限られた財源のもと財政健全化を念頭に置きながら、第6次福島町総合計画のまちづくりの目標実現に向けた施策や事業を計上したところであります。

歳入の町税においては、定額減税終了による個人町民税の増、及び法人町民税の増により1.5%増の4億9千288万5千円を計上しております。

また、主要な財源である普通交付税については、地方財政計画や前年度実績等を考慮し、当初予算では7.7%増の19億6千1百万円を計上しております。

歳出については、定住促進に向けた定住向け町有住宅建設事業の実施、子育て環境の充実に向けた認定こども園福島保育所改修事業の実施、町の基盤整備として各地区における町

道等を整備してまいります。

各会計の歳入歳出予算額は、

一 般 会 計	4 5 億 2, 4 2 5 万 4 千 円
国民健康保険特別会計	6 億 6, 2 1 7 万 0 千 円
介護保険特別会計	5 億 2, 2 7 7 万 1 千 円
うち保険事業勘定	5 億 2, 1 1 3 万 2 千 円
サービス事業勘定	1 6 3 万 9 千 円
後期高齢者医療特別会計	7, 9 8 7 万 3 千 円
町立診療所特別会計	1 億 2, 6 1 7 万 2 千 円
水道事業会計	2 億 6 9 1 万 5 千 円
浄化槽事業会計	7, 7 2 5 万 5 千 円
計	6 1 億 9, 9 4 1 万 0 千 円

となります。

V むすび

以上、令和7年度の町政執行に臨むにあたり、私の所信を申し上げます。

今年度は、昭和30年1月に吉岡村と福島町が合併し新福島町が誕生して70周年の節目の年となり、次の時代につながる大切な年でもあります。

町を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、このような困難な時代だからこそ、私たちが本来持っている、自助・共助・公助が重要であり、今、この時代だからこそ、皆で、そして地域全体が助け合い支えあいながら“まち”を共に創る「共生社会の実現」が求められております。

私は町長就任以来、常に心に刻んでいる思い、そして町政に向き合う姿勢として、町民の思いに寄り添い、真摯で思いやりのある行政を目指してきたところであります。

私は、町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念を尊重し、まちづくりの主体である町民の声に耳を傾け、町民からまちづくりの仕事を託された議会と行政がしっかり議論し、「協働によるまちづくり」の実現に努めてまいります。

私は、町民と行政の相互の信頼関係が、政を進めていくうえでの基本と捉えており、引き続き、福島町で暮らす町民一人ひとりが笑顔で過ごせるよう、他人を思いやる心をもって、新たな一年を町民の皆さまと共に、本方針に掲げた政策の実現を目指してまいります。

これまで、町民並びに町議会議員の皆さまから様々な機会を通じて、いただいた多くの意見や提言に、真摯に耳を傾け、町民の皆さまの思いに誠実に向き合い、町民の思いに寄り添った政策の実現に向けて、職員一丸となってさらなる町政の推進に邁進する所存であります。

最後に、町民の皆さまの深いご理解とご協力並びに町議会議員の皆さまのご指導とご支援を引き続き賜りますようお願い申し上げます、町政執行方針とさせていただきます。

令和 7 年度 教育行政執行方針

1 はじめに

令和 6 年度福島町議会定例会 3 月会議の開会にあたり、町民の皆さまをはじめ町議会議員の皆さまに、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

デジタル化の進展や国際社会の変容、地球温暖化など、刻々と変化する社会にあって、新しい時代に必要となる資質・能力の育成が求められています。

よりよい教育を通じ、よりよい社会を創るという目標を共有し、地域と連携・協働しながら未来の創り手である人材を育成するため、生きる力を育むことが重要となります。

児童生徒や若者がふるさとに誇りと愛着を持ち、将来への希望をもって成長できるような教育行政に取り組んでまいります。

以下、教育委員会として令和 7 年度に重点的に取り組む施策について申し述べます。

2 福島商業高校の魅力化

福島商業高校の令和 7 年度入学者の出願状況は、20 名となっており、町内 4 名、渡島管内 2 名、その他道内 8 名、道外から 3 都県 6 名と、多様な地域の生徒から出願がありました。

全国募集が3年目を迎え、在校生がその魅力を発信し続け、福島商業高校の教育内容や特色についての認知度が全国的に高まってきたためと考えております。

引き続きホームページでの情報発信、インターネットでの学校説明会、札幌市及び東京都で行われる対面形式での説明会、オープンキャンパス等で福島商業高校の魅力を発信してまいります。

なお、本年度は初めて、大阪府で行われる対面形式での説明会に参加することとしております。

また、高校魅力化を推進するため、民間事業者と協力しDX人材の育成授業や、ドローンを操縦体験する講習会を引き続き実施してまいります。

このほかノートパソコンの無償貸与、地域課題探究学習の講師派遣費用、各種資格取得、進学・就職対策、給食の無償提供などの支援を継続して行ってまいります。

3 青少年交流センター

令和5年4月にオープンした福島町青少年交流センターは、令和6年度の増築事業により、合計で51室となりました。

令和7年度は1年生14名、2年生19名、3年生5名の計38名が入居する見込みとなっております。

本施設は、福島商業高校に全国からやってくる生徒にとって、大きな魅力のある施設となっていることから、今後とも生徒が安心して暮らせるよう運営管理に努めてまいります。

令和7年度は施設の増築に伴い、地域おこし協力隊のハウスマスター1名を増員し2名体制とすることで、入居生徒への生活・進路支援の充実を図ってまいります。

また、高校生が小売業やコンブ養殖など町内産業の担い手として、また、福島大神宮例大祭をはじめとした各種イベントへの参加者が増えてきており、活気ある町づくりの一助となるよう取り組みを進めてまいります。

4 学校教育

(1) 学力の向上

インターネットをはじめとした情報化、人工知能（AI）の活用など急速に変化する時代にあって、これからの社会に対応する資質・能力の育成が求められています。

そのため、興味関心を持ち自ら取り組み、振り返って次につなげる「主体的な学び」、いろいろな人と関わり、自分の考えを広める「対話的な学び」、情報を精査し、課題を見出して解決策を創造するなど「深い学び」の3点が学習指導要領に示されており、これらを意識した教育活動を実践することが重要となります。

福島町の小・中・高校では、地域の課題を調べ（社会）、データを統計的に処理し（算数・数学）、解決策を自分の言葉で考え（国語）、プレゼンテーションにまとめ（情報）、相手に向けて発表する「地域課題探求学習」を行っています。

本年度も福島町の産業、自然、文化を学ぶ「主体的・対話的で深い学び」の取組を推進してまいります。

(2) 教職員の資質向上と働き方改革

児童生徒によりよい教育を行うためには、教職員の資質能力の向上が欠かせません。

令和5年度に設立した「福島アカデミー」は、町内小・中・高校の横断的な組織として教職員研修、児童生徒交流などを積極的に行ってきました。小・中・高校の連携がより図られ、福島町教育の諸課題に総合的に取り組む組織となるよう支援・助言してまいります。

また、AIドリルの活用研修会や、特別支援教育講演会など町独自の研修会を開催し、資質能力の向上に努めてまいります。

昨今、教職員の働く環境の改善が課題となっています。福島町では月40時間以上超過勤務している教職員は比較的少ないものの、町全体で勤務時間の縮減に努力していかなければなりません。

令和6年度には学校だよりの全戸配布・回覧を止め、ホームページを充実することで、各学校の教育内容がわかるよう取り組んできたところです。

令和7年度においては、授業時数の適正な設定、夏季、冬季、学年末・学年初めの各休業期間について確認し、余裕のある学校運営となるよう検討してまいります。

(2) ICT教育の推進

渡島管内の他町に先んじて整備した「1人1台端末」が7

年を経過しようとしており、更新が急務となっております。

これまで小学校1年生から中学校3年生まで全員に iPad を整備しておりましたが、今回の更新では小学校低学年は直感的な操作がしやすい iPad を、小学校3年生以上にはクロームブックを整備することにしております。

端末の購入は公立学校情報機器整備事業補助金を活用するとともに、北海道教育長が会長の「共同調達会議」に参画し、全道規模の入札により購入いたします。

また、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用し、小学校1年生から中学校3年生までの5教科を網羅している AI ドリルを整備し、授業での活用や持ち帰りによる家庭学習に活用してまいります。

情報処理、ネットモラル、タイピングなど、これからの社会において必須の能力となりますので、引き続き ICT 支援員を配置し、各学校の ICT 教育が進むよう取り組みを進めてまいります。

（4）部活動の地域移行

令和6年度は渡島西部4町において、本格的に野球とバスケットボールを拠点校方式による部活動として協定を結び、円滑な運営に取り組んでまいりました。

学校に部活動がなくても野球とバスケットボールがやりたい生徒は、知内町及び福島町の拠点校に所属して活動ができるようになり、また、大会参加時のバス運行も4町が連携し、効率的な運行に努めてきたところです。

一方、休日の指導者の確保や、通常練習の保護者送迎が課題となっており、令和7年度はこれらの課題に4町でどのように対処していくか、引き続き検討いたします。

令和6年12月に開催されたスポーツ庁の有識者会議において、これまでの「地域移行」から「地域展開」という表現に変更し、休日の部活動の地域展開を原則令和13年度までに達成することを目指すことが確認されました。

福島町において、「福島町部活動地域移行体制整備連絡協議会」を令和5年7月に設置し継続的に検討してきたところです。令和6年度は中学校の部活動顧問に、より詳細なアンケートを実施し、小学校高学年の児童にも意向調査を実施して進むべき方向性を検討してきました。

令和7年度においても、引き続き課題解決に向けた協議を行ってまいります。国の動向を受けて当町においても令和13年度までに休日の地域展開を達成するよう取り組みを進めてまいります。

(5) 教育施設の維持管理

令和5年夏の猛暑を受け、令和6年に各学校に冷房設備の導入を進めてきたところです。北海道においても年々暑さが厳しくなっており、令和7年度も引き続き児童生徒が良好な環境で学習できるよう、適切な運用に努めてまいります。

教育施設の維持管理については、令和3年2月に「教育施設等長寿命化計画」を策定し、町財政の状況も勘案しながら、

計画的な維持管理を図ってまいります。

（6）学校給食

学校給食は、児童生徒の栄養バランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達を促す大切な教育活動です。令和7年度においても、児童生徒が安心しておいしく食べられる給食の提供を進めてまいります。

福島町産米の使用については、令和3年度から70%超の使用率となっておりましたが、令和5年度の収穫量減少などの影響もあり、令和6年度以降は、使用率が低下する見込みとなっております。引き続き、農業協同組合とも協議を重ねながら、町産米の使用に取り組んでまいります。

また、今後とも地産地消に意を用い、安全・安心で豊かな学校給食の提供に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付ける食育の推進を図ってまいります。

6 生涯学習

（1）青少年教育

子どもたちがふるさとに誇りを持ち、豊かな心やたくましく生きる力を育むためには、異世代間の交流などを通じて、郷土の歴史や自然に多く触れる機会を創出していくことが重要であります。

令和6年度まで実施していた「福島学ジュニア」は、各学校での地域学習が浸透してきたことから、図書室の事業と合わせ、令和7年度に事業精査し、内容について再構築してま

います。

情操教育の一環として開催している、児童生徒向けの芸術鑑賞事業は、渡島西部4町と連携し、津軽三味線と和太鼓を用いた「和楽器の進化」をテーマとして9月上旬に福島小学校で実施する予定となっています。

令和元年度から実施している「プログラミング教室」は、プログラミングの楽しさを伝えてきましたが、学校教育でICT支援員が授業等で実施するため、令和6年度で終了いたします。

令和7年度の友好市町の中学生徒交流事業は、夏季に長野県木曾町への派遣、また、冬季に長崎県松浦市からの受入を行い、友好の絆を深めてまいります。

また、令和5年度に包括協定を締結した青森県中泊町との小学生交流事業を計画しており、初回となる今年度は、中泊町を会場に実施予定であります。両町の産業や伝統文化を体験し郷土愛を育むとともに、チャレンジ精神や共同生活による協調性を身に付けてもらうことを目的としております。

(2) 成年教育

町民が自己の啓発を高めるとともに多様な学習活動を提供するなど、生涯学習活動への支援は、潤いのある生活と活力ある地域づくりの推進にも繋がります。

町民文化祭では、小中高校から各文化団体を中心として展

示・舞台を通して幅広く芸術文化に親しむ機会として開催しておりますが、町制施行70周年を記念した事業を共催し、更に多くの町民に参加いただくよう関係者と連携を図ってまいります。

生活講座については、町民の皆さまの要望に沿う内容を中心に、事業の実施に取り組んでまいります。

二十歳（はたち）を祝う会については、大人への節目を共に祝いし、励まし合う行事として、今年度も、引き続き8月13日に開催してまいります。

（3）高齢者教育

生涯にわたって豊かで潤いのある生活を送っていただくため高齢者学級を開催してまいります。

令和7年度については、年齢問わず参加できる生涯スポーツを組み入れるなど、学習プログラムの企画を実行委員と相談しながら実施し、参加者相互の交流に努めてまいります。

（4）読書活動の推進

図書室運営は、図書システムにより利便性の向上に努めており、蔵書検索システムへのアクセス数は、毎年度5,000件を超えていることから、町民の皆さんがシステムを有効に活用し、日ごろの貸し出しに役立っているものと認識しており、今後も継続的に適切な運営に努めてまいります。

幼稚園・保育所、各学校等での取り組みは、「第3次福島町子ども読書活動推進計画」により、読書感想文・感想画コン

クールや移動図書、「よみきかせの会」の読み聞かせへの支援、乳幼児へのブックスタート事業などを実施し、読書活動を推進してまいります。

7 スポーツ

(1) 青少年教育

成長期に適度な運動習慣を身につけることは心身の発達にとっても大切であり、関係機関と連携を図りながら、青少年スポーツの活動を支援してまいります。

道内外の小・中学生が参加する「千代の富士杯争奪相撲大会」は、福島町相撲協会とともに実行委員会を組織し、伝統ある大会が成功するよう取り組んでまいります。

また、函館青年会議所主催の「わんぱく相撲大会」への協力や、小学校での「相撲に親しむ教室」を開催し、「横綱の里」として相撲に親しむ環境づくりに努めます。

子どもたちの体力向上を図るため、学校及びスポーツ団体との連携により、少年少女体力テストや縄跳び大会などを実施してまいります。

さらに、地域の宝である子どもたちが取り組むスポーツ少年団の活動が円滑に進むよう、今年度についても大会出場費等活動費の支援を行うなど、関係者の皆さまと取り組んでまいります。

(2) 成年教育

心身ともに健康な生活を営むために、体力や年代に応じてスポーツや運動に親しむことが大切であり、各種大会やスポーツなどに参加できる環境づくりを推進してまいります。

吉岡小学校運動会については、近年福島商業高校生徒も参加し、地域住民との交流も図られているところでありますが、令和7年度についても大会運営への支援を行ってまいります。

高齢者スポーツ大会については、各町内会からの参加が2年連続少なかったためこれを取り止め、令和7年度からは高齢者学級に軽スポーツを取り入れるなど、運動に親しむ機会を創出してまいります。

そのほか、水泳教室やパークゴルフ大会、ソフトバレーボール大会などの行事や大会は、各関係団体の運営が円滑に行われるよう継続的に支援してまいります。

(3) 南北海道駅伝競走大会

福島町における最大のスポーツ行事である「南北海道駅伝競走大会」は、令和7年度で第43回を迎えます。

出場チーム数は、年々減少傾向にありますが、出場しやすい大会となるよう関係者ととともに大会運営に取り組んでまいります。

また、令和6年度においても多くの企業等から協賛を賜り、ちゃんこ鍋等の無料提供が行われ、参加者から好評を得ており、令和7年度においても継続して提供できるよう努力して

まいります。

(4) 体育施設

各体育施設については、利用団体及び学校との連携を図り、各施設の利用者維持・増加に向けた取り組みを進めるとともに、良好な施設環境の維持に努めてまいります。

特に、ファミリースポーツ公園パークゴルフ場は、令和5年度の高気温の影響によるコース芝の損傷が著しいことから、令和7年度から計画的にグリーン芝の張替を行う予定としております。

8 文化財等

(1) 歴史文化の保存伝承

文化財は、郷土福島町の歴史、文化などを理解するために欠くことのできないものであり、私たちにはその価値を次の世代へと伝える責務があります。

福島町松前神楽保存会をはじめ、無形民俗文化財を保持する各保存会との連携を強め、伝統文化存続のためのきめ細かな支援をしてまいります。

児童生徒への郷土芸能体験は、令和6年度同様、学校と連携し、取り組んでまいります。

また、町民が福島町の歴史を理解する機会として、年1回程度歴史文化講演会を開催してまいります。

(2) 埋蔵文化財

町で所有する民俗資料や埋蔵文化財資料を保管しておりますが、吉岡漁村環境改善センターに一時収容していた、豊浜・館崎両遺跡土器等は、旧美山教員住宅及び吉岡小学校の空き教室への移設が完了しており、今後、台帳整備等を行いながら文化財の適正な保存管理を進めてまいります。

9 むすび

以上、令和7年度における主な施策の概要を申し上げましたが、福島町教育目標や福島町教育大綱の理念を忘れず、教育行政を進めることが重要であります。

児童生徒一人ひとりに個別最適な学びを実践し、予測不能な社会に対応できる人材の育成に努力してまいります。

また、町民の皆さまが福島町に誇りと愛着を持ち、将来に希望が持てるような教育行政を推進してまいります。

町民並びに町議会の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。令和7年度教育行政執行方針といたします。